

します。再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、町田義昭議員から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

小関秀一議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位3番、議席番号5番、小関秀一議員。

(5番小関秀一議員登壇)

○5番 小関秀一議員 猛暑の夏も終わり、全国各地まだ豪雨災害、ところどころ見舞われている昨今でございますが、当市の豪雨災害の早期の復旧と今後、収穫の秋を迎えて台風や熊などの被害がなく、無事に収穫の秋が過ごせることを願いつつ、市民生活の向上、安定を願いながら、市政への一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目、財政の中期展望にかかわる今後、想定される課題についてお伺いします。

当市に限らず、多くの自治体は約6割を国の交付金やその他支出金に依存せざるを得ない財政運営が実態であります。長井市においてもかつて公債費の激増、例えば文化会館や学校建設等の公共施設整備による財源不足を経験し、その後、長井市行財政改革大綱や長井市行財政改革推進実施計画など策定をしながら、財政健全

化と全市民の理解を得ながらの体制の中で、長いトンネルから脱出した体験がございます。

現在は各財政指数や目標とする数値の改善も少しずつ図られ、各種基金や積立金もまだ不十分とはいえ、前進している途上にあります。平成25年末で財政調整基金残高10億5,821万円、公共施設整備基金9,956万円等はお案内のとおりです。しかし、今後の財政状況については財政の中期展望の中での把握のとおり、国の経済政策が地方に及ぼす効果が未知数であり、人口減少の中での市民の暮らしの厳しい実態は否めません。さらに、自治体の命綱とも言える地方交付金などの国の財政も逼迫し、近年は臨時的、緊急措置的な対応が多く、計画的な自治体運営のできない悩みがあると思います。

当市もかつての財政難の時代、投資的な事業をストップ、公共施設の整備や維持管理等も抑制せざるを得ない時代を過ごし、今後、公共施設整備等での公債費の増加は避けられない状況であります。一方で、基金や積立金は整いつつあるものの、かつて平成10年ごろの地方債残高145億円プラス、あわせてさまざまな塩漬けされた借金、想像の域であります。185億円ほどあったのではないかというふうに言われておりますが、平成26年当初で地方債残高は118億1,200万円、さらには臨時財政対策債残高、その中には47億円あります。その他の交付税措置を加え、約60億円を差し引くと市の実質的な市債については56億円ほどに試算できるのではないかというふうに一方の見方がございます。

つまり、当時から見れば130億円も市の借金が減ったという見方がされるというふうな見解も3月議会のやりとりでありました。私は臨財債のあり方に疑問を持っております。つまり、国からの臨財債負担分が交付金に上乗せをされて返済に充当できる額にはなっていれば理解できますが、その用途については目的がありませんので、支出されて借金残高として膨れ上がり、

繰り上げ償還がなければ雪だるま式にふえ続けるマジックのようなものだなというふうに思っております。

3月議会で市長からは、臨財債の表示を山形県のような方式で区別表示すれば公債費の実態がより明確になるので検討するという考えを示されました。表示の区分を変えることと市の債務の内容が市民にどう伝わるのか、お伺いをします。また、その具体的な方策として考えられるものを財政課長からお伺いします。

そうした実態の中で、今後の公債費の増加や社会保障関係がふえ続けるという実態で、投資的経費の、例えば都市再生整備や公共施設整備が想定されている中、公共施設整備等の整備における優先順位の方針をどうお考えなのか、市長にお尋ねを申し上げます。

2つ目、次に、平成27年4月から施行されます教育委員会制度の改革についてお尋ねします。

1948年の公選制による教育委員会の創設から約66年を経て、今般、多くの議論の中で改革が進むことになったようです。昨今、いじめ、体罰、学力テストの公表、教科書選定などの事例に見られる組織体質にかかわる課題が議論に拍車をかけ、改革の歩みが早まったのも一因と思われれます。まずは、私たちは子供の教育をひとしく受ける立場に立って、政治的な中立、安定性と持続性のある教育、住民の意思や社会良識の反映が基本にある必要を感じます。来春からの新制度について教育長にお尋ねを申し上げます。

任期の変更など、さまざまな具体的な変更、改革案が提示されておりますが、教育委員会の体系の大筋の部分で変わることなど、当長井市教育委員会における具体的な改革のスケジュールは今後どのように進んでいくのかお尋ねを申し上げます。

また、改革の中で総合教育会議等が設置され、今までの教育委員会のさまざまな協議方法や内

容を変えることが生じるのかお尋ねを申し上げます。

さらには、教育長を首長が任命、罷免することが今改革の最大のポイントと言われております。権限と責任の所在について教育長のこれまでの在籍中の経験や今後の改革にかかわるこの点についての課題についてお考えをお伺いします。

例えば市長選で首長がかかった場合、政治的な中立の確保が具体的に危惧されている場面が想定されますが、教育の現場の混乱を生じることがないのか、それもつけ加えてお尋ねをしたいものです。

3つ目、実はきょう農業委員会の会長、欠席とのことでしたので、これについては事務局長にお尋ねをいたします。これも行政委員会の改革の一つで、今般7月、農業委員会の改選がございまして、新しい体制でスタートをされた農業委員会であります。しかしながら、組織の改革の波は途上にあります。それは選挙制度の廃止、上部組織の廃止、農地権利移動の届け出制の移行などなど、さまざまな改革案が提示されております。厳しい農業現場の中にあって、農業経営、農地管理の方向については実態を理解してない議論と私には思えてなりません。特に農地については生産財としてだけでなく、国土・環境・水資源・文化的な価値などの国民的な共有財産として守る大事な資源でございます。今般の議論を注視する必要が今後ともあります。

特に長井市のように全国でもモデル的な改善組合等の体制を充実した地域では、人・農地プランの運営を今年度からスタートしておりますが、業務上の課題、中間管理機構の公募が始まっている中での委員会の業務の実態はどうか。制度改革の論点とあわせた課題の整理を局長からお伺いいたします。

また、環境保全事業から今年度より多面的機能支払交付金事業に名称を変えた支援事業につ

いてお尋ねを申し上げます。

日本型直接支払いというふうなことで注目をされておったわけですが、農地の維持、長寿命化と合体した制度とされ、長井市では現在2つの組織が新たに加わり、2,371.78ヘクタール、大方長井市全体の約8割を網羅してる事業であります。予算額については1億1,196万2,505円の事業展開がされております。特に組織ごと、地域ごとに細やかな視点で水路や農道の維持、修繕等、本当に意義のある活動を展開していただいておりますが、近年、多発する自然災害の対策にも大きく貢献していることは周知のとおりであります。

ただ一方、市管理下の例えば水路等の法定外公共物の管理については、図面上の整理、調査もこれからという現実がございます。市民の将来にわたる安全確保のためにも協働のまちづくり事業とも同様であります。計画的な改善や長寿命化を行政と一体になった、特に水路等については所管であります建設課と連携をして、この事業の計画づくりに当たっていく必要があるというふうに考えますが、この点について農林課長からお考えをお聞きして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 小関秀一議員のご質問にお答えいたします。私のほうは、1点目の財政の中期展望についてお答えを申し上げます。

議員のほうから、臨時財政対策債等の予算における区別表示については財政課長のほうで詳しく答弁いたさせますが、私のほうからは、県のような表示をした際に市民が混乱をしないかというように今、壇上ではおっしゃったように感じたので、その点をお答えさせていただき、あと2点目の公共施設整備検討委員会の検討内容の課題と優先順位の基準をどう決めるのかということについてお答えさせていただきたいと

思います。

まず最初に、臨時財政対策債等の予算でございますが、長井市は今までそういった表示をしてこなかったんですが、近年、本来は地方交付税として現金でいただくべきものなんですが、国の財政事情も逼迫してるということから、臨時財政対策債という形での振りかえをここ数年されております。これに対して私ども全国市長会、もちろん市議会議長会のほうでも総務省に対して、これはやめてほしいということは全体の意見として申し上げてるわけですが、残念ながらそういったことがずっと続いております。したがって、私どもの判断としては、これは地方交付税なんだと。100%国のほうがその部分を補填するという前提のもとに起債をしてるわけでありますので、これは私どもが使うための、何か事業等々をするための起債ではありませんので、そこは誤ったメッセージを送るということから、県のようにその説明をきちっとしながら表示していくことが正しいと思っております。また、県のほうでは補正債とか、後ほど交付税措置がある部分についても起債しておりますので、そこについては私どもでも検討しながら、できるだけ正しい財政状況を市民の皆様にお知らせする必要があるというふうに思っております。

2点目の公共施設整備検討委員会の検討内容の課題と優先順位の基準をどう決めるのかという点でございますが、今後の社会経済状況は不透明なところもございますが、持続可能な行財政運営を図りながら、特に老朽化した公共施設への対応等を含めたさまざまな行政課題に適切に対処していく必要があると考えております。

投資的経費の予算配分は今後の財政運営に影響が多いことから、現在、副市長を委員長に公共施設整備庁内検討委員会で方針等を検討させているところでございます。公共施設等整備庁内検討委員会は、まだ途上ではございますが、

最終的な報告を私もまだ受けておりません。したがって、現在の検討内容等についてお尋ねのようでございますから、副市長から答弁をいたさせます。

私のほうからは以上でございます。

○小関勝助議長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 小関秀一議員のご質問についてお答え申し上げます。

今、市長申し上げましたとおり、公共施設等整備庁内検討委員会、現在まで5回ほど開催をしております。その中では総務省が示している公共施設等総合管理計画の策定指針なども踏まえながら、検討をしております。

計画の対象としている施設でございますが、これは市が保有する公共建築物とインフラ系施設、道路、橋梁、公園、上下水道を想定しております。公共建築物の一部については、担当の職員が必要に応じて現地調査、建物を調査して現状とその課題を把握しながら、加えて今後の人口の動向、推計、また財政の現状も踏まえて、公共施設整備の基本方針、分野別の整備方針を定めていきたいというふうに考えております。

また、当面の整備計画としましては、重要度と建物性能評価の2つの視点から施設の評価を行いまして、今後10年間で対応が必要とされる施設を抽出したいというふうに考えています。この重要度でございますが、災害の際の防災拠点施設あるいは避難施設としての指定の有無、また市民の皆様の利用する形態あるいは利用頻度、また代替性、かわる施設があるかないかなどから判定しまして、性能評価は耐震改修の有無、また建築年度、これはご案内のとおり新耐震基準の運用がなされてるかどうか、また施設設備の安全性、劣化度等から判定して、この2つの複合評価によって優先度を設定していきたいというふうに考えております。

今まで庁内の中で検討しての課題ですが、やはり検討している中でも発生してくるいろんな

課題がございます。例えば子育て支援などの法制度の改正に伴って新たな需要への対応、あるいは個別の施設の対応方法、新築であるか改築であるか大規模改修であるかの別、また規模あるいは整備手法等がございます。これらが未確定でもやはり費用、財源についてある程度の試算をしないと、これは今後の10年間の見通しというのは難しいということがございますので、作業を急いでおりますが、市長に提出するにはもう少し時間が必要というような現在の状況でございます。以上でございます。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 小関秀一議員からは、教育委員会制度の改革について大きく2点についてご質問をいただきました。

初めに、本市での具体的なスケジュールはについてお答えいたします。

このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、首長と教育委員による総合教育会議の設置、首長による教育に関する大綱の策定など、教育委員会制度が大きく改革されることになりました。改正法は今年の6月20日に公布され、平成27年4月1日からの施行となります。

改革の柱の一つである総合教育会議は、27年度から設置することになりますし、教育に関する大綱もその会議で協議が進められます。総合教育会議の位置づけなどについては、現在検討を行っております。

また、今回の法改正に際して、改正前に任命された現在の教育長は施行の日以後であっても委員としての任期が満了するまでの間は在職すること、また教育委員長も現在の教育長の任期が満了すると同時に任期満了となることなどの経過措置がうたわれております。

長井市の場合、現教育長、私の任期は平成28年7月9日までとなっておりますので、実際に

は平成28年7月10日から、法改正に沿った新教育長が就任することになります。新教育長の任命に際しては、長井市で定めている条例、規則の改正が必要となります。現在、総務課とも連携しながら改正が必要な条例、規則の洗い出しを進めておりますが、改正が必要と考えられる主なものとして、教育委員会会議規則、教育委員会事務局組織規則などの教育委員会関連の規定のほかに、特別職の職員に関連する条例の改正が必要となります。これら新教育長に関連する条例は遅くとも平成28年6月の市議会に上程する必要がありますので、27年度中に事務作業を完了させたいというふうに考えております。

2つ目の首長の権限と政治的中立の確保は図られるかについてお答えいたします。

総合教育会議と教育委員会の協議についてのご質問であります。総合教育会議については先ほど述べたように、市長が主催し、市の学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について定めるとされております。そのほか、教育を行うための諸条件の整備、また児童生徒の生命に被害が生じたり、生じるおそれがあるなど緊急を要する場合、この総合教育会議で協議することになります。この会議のメンバーは市長、教育委員というふうになっております。また、教育委員会のほうであります。これは教育長とそのほか4人の教育委員で組織することになります。現行法では教育委員長が教育委員会を主宰しているわけですが、今後は新教育長が招集するというふうになるわけでございます。

現行の教育委員会制度は、権限と責任の所在が不明確なこと、また地域住民の意向を十分に反映していないことなどが課題として指摘されておりました。そのためこの法改正では、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置き、教育行政の責任者としての存在を明確にしたこととございます。新教育長

は首長が議会の同意を得て直接任命または罷免を行うことなどが法によって規定されたものでございます。これは民意による選挙で選ばれた首長はさまざまな場面で多くの市民の方々の意見を聞く機会があり、その首長が総合教育会議を開催し、教育委員と協議の場を持つことで、市民の意向をさらに反映させた教育行政を実現するとの考えのもとに規定されたものでございます。

政治的中立については、教育委員会は引き続き執行機関としての職務権限を従来どおり有するため、政治的中立性、継続性、安定性については確保できるものと考えております。具体的には、法律の23条に教育委員会の職務権限の規定があります。例えば教育委員会及び学校、その他の教育機関の職員の任免、その他人事に関すること、あるいは教科書、その他教材の取り扱いに関することなどが教育委員会の職務権限として従来どおり明記されておまして、これによって教育委員会の政治的中立性、継続性は確保されているというふうに受けとめております。

なお、法改正に対応するに当たり、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などの法改正の趣旨を生かしながら、教育に求められる政治的中立性、継続性、安定性という視点からも、現場に混乱や不安が生じないよう教育行政を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○小関勝助議長 齋藤環樹財政課長。

○齋藤環樹財政課長 それでは、私のほうからは、1番目のお尋ねの(1)臨時財政対策債の予算における区別表示についてについてお答えを申し上げます。

まず、臨時財政対策債につきまして、その成り立ちを含めまして若干説明をさせていただきます。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債でございます。地方財政法第5条の例外として発行される特例地方債でございます。地方財政計画を策定する場合、通常収支で財源不足が発生する場合、地方交付税で補填されることになっておりますが、その地方交付税の原資は国税五税の法定割合、これまでは所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%となっておりますが、それが不足する場合は、従来は地方交付税を管理する国の交付税特別会計で借入れを行い、不足分を補填し、その償還分は国と地方で折半して負担することとされてきておりましたが、国の交付税特別会計の借入金残高が急増していた状況を踏まえ、平成13年度からは国と地方の責任分担の明確化等を図るという明文のもとに、財源不足額を国と地方で折半し、国の負担分は国の一般会計からの加算、地方負担分は特例地方債、これがいわゆる臨時財政対策債でございますが、それで補填し、その元利償還金相当額を翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されるというルールが導入されたものでございます。

先ほどのご質問の中に山形県の方式というお話がございましたが、山形県が財政の中期展望の中で県債残高の推移で、その県債残高の内訳として臨時財政対策債を区分して表示しているのは、こうした経過と制度を踏まえ、本来は地方交付税として交付すべき財源の代替措置として、いわば国の都合で地方債を起こさざるを得ない特例債である臨時財政対策債とそれ以外の通常債の残高等を事実として区別して示している趣旨ではないかと思われるところでございます。

なお、臨時財政対策債といたしましても地方債の一つであることには変わりはありません。通常債と違うのは後年度元利償還金相当額が基準財政需要額に全額算入されると、このことを

全額交付税で措置と申しますけれども、地方債であるということで県債残高の内訳で区分して表示しているということだろうと思います。

先ほどご質問の中に実質的な市債という用語がございましたが、財政健全化法における健全化判断比率の一つに実質公債費比率というものがございます。いわゆる普通会計の公債費、それに公債費そのものに公営企業の公債費に充当される繰出金、それから一部事務組合の公債費に充当される負担金等を含む公債費から基準財政需要額に算入される公債費等を除いたものの標準財政規模に対する割合で算定されるものではございますが、こうした用語の説明からいきますと、総務省では公債費、それに準ずるものから基準財政需要額に算入される公債費分等を除いたものを実質的な公債費と認識して使っているのではないかと思います。

臨時財政対策債に係る後年度負担は交付税措置されるとはいうものの、交付税の実際の交付総額はそれ以外の計上分の単位費用の減等の要因によりまして、全体としては抑制、減少基調でございます。一方で、臨時財政対策債は地方債ですから、元利償還金は実際の借入先との約定により毎年公債費で返済する必要がございます。臨時財政対策債は、先ほど申し上げましたような経過もございまして、実際の借入れの有無にかかわらず、地方債を発行したものとして償還年限20年、3年据え置きで計算して、基準財政需要額に算入される、いわゆる理論償還方式でございます。

したがって、財政運営上、有利な取り扱いということでは、臨時財政対策債の繰り上げ償還を行い、元利償還金を減らすということが有利でございまして、市ではこれまで平成22年度以降、3件、4億円程度の臨時財政対策債の繰り上げ償還を行っているところでございます。

臨時財政対策債の制度は、当面の地方財政の通常収支の財源不足額を補填する制度としては

有効な手段の一つではございますが、言ってみれば地方財源、地方交付税を先食いさせられているような制度でございまして、将来の地方財政制度全体を硬直化させる懸念があるということでございまして、私個人的、私の立場としても妥当な制度だとは思っておりません。

地方交付税法第6条の3第2項には、地方財政の財源不足額が継続した場合は、法定率の変更等を行うものと規定されております。まさに現実的に地方財政の財源不足額が毎年継続しているわけございまして、こうした財源不足額は臨時財政対策債の発行ではなく、基本的に法定率の引き上げで補填されるのが筋であり、先ほど市長からございましたように、地方、地方六団体はこうした要請を国に引き続き行っているものと理解しておりまして、私の立場としてもこうした要請内容をぜひ実現していただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 私からは、農業振興、農地管理についてということで、多面的機能支払交付金事業と災害対策の連携は可能かということでございます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農地・水路・農道等の草刈り、泥上げによる維持のための農地維持支払いと軽微な補修や施設の長寿命化等を行う資源向上支払いにより、地域資源の保全と質的向上を目的として、各地区の活動組織において積極的な活用をいただいております。

農地・水は農業の生産基盤としてだけでなく、議員がおっしゃっているように、国土保全や環境、水源、文化等における役割を担い、国民の共通の財産であります。その財産を日ごろから管理することは非常に重要であることは言うまでもありません。今般の豪雨においても日ごろの維持管理により、防災・減災等の役割を果

たし、被害を最小限に踏みとめていただいたのではないかと考えておるところでございます。

また、本事業においては被害のあったところについての災害復旧のための応急措置やしゅんせつ、災害等が起こらないための維持管理等を行うことが可能になっております。昨年までは1カ所当たりの復旧費が40万円以下の小規模災害に限るということでございましたけれども、本年の多面的機能支払交付金事業においてはその条件が撤廃されましたので、各活動組織の予算の範囲内において対応をいただくことが可能となっております。ぜひ活用をいただきたいというふうに思います。

多面的機能支払交付金事業で取り組めない部分については、建設課で進めております協働のまちづくり事業を活用し、連携を図りながら資源の質的向上や防災対策に役立てていけたらと考えております。

多面的機能支払交付金事業における農地、水路や農道等の維持管理の活動計画は、旧制度の農地・水保全管理支払交付金事業とはまた別に新たに作成いただくということで必要になっておりますので、各活動組織と農林課、建設課とが連携を図り、より効率的な維持管理や長寿命化、防災対策等が行えるよう検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○小関勝助議長 鈴木隆政農業委員会事務局長。

○鈴木隆政農業委員会事務局長 小関秀一議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、3番の農業振興、農地管理についての(1)農業委員会制度の見直しの課題はについてお答えいたします。

今年の6月24日にアベノミクスの一連の改革の流れの中で、規制改革会議の答申から始まりました農業改革の最終版といたしまして改定農林水産業・地域の活力プランが出され、農協改革、農業委員会改革、農業生産法人要件の見直

しなどが改革方針となったわけですが、農業委員会改革の中身につきましては、議員がおっしゃられるとおりでございます。

これらの改革を実施するためには、農業委員会に関する法律、いわゆる農業委員会法の改正をする必要がございますが、現在のスケジュールでいきますと、最短で27年1月の通常国会に法案を提出して、5月から6月あたりで成立させ、秋以降の施行というスケジュールのようでございます。

山形県農業会議のほうでは、県内それぞれの農業委員会に対しまして法改正に向けた組織検討の要請を行い、その結果を反映した農業委員会等に関する法律の改正に向けた意見が8月の29日付で出されております。主な内容といたしまして、公選制を維持すべきである。あるいは商業者が法的に認められている建議要望を農業者から奪うというのは理不尽。委員の構成で利害関係がなく、公正に判断できる者を入れることとあるが、もともと農地法によって判断しており、利害関係に左右されるものではないなど、9項目に及んでおりますが、今後、全国農業会議所におきまして、各県から出されたこのような意見を集約いたしまして、政治的な働きかけとともに、農水省で法案の検討時に関与して進めていくことになろうかと思われま。

7月から山形県におきましてもようやく農地中間管理機構が稼働いたしまして、7月10日から第1次の受け手の募集が開始されております。8月11日に締め切られましたが、長井市では申込件数が175件、借り受け希望面積は562.6ヘクタールとなっております。現在、議員先ほどおっしゃられた改善組合が中心となりまして、受け手と出し手のマッチングを行っておりますが、出し手からの貸し出し応募面積はまだ大分少ない状況でございます。

マッチング作業でございますが、地元の農業委員が加わりまして、今回1回きりでなくてず

っと継続するわけでございますので、改善組合にも農業委員にもかなりの負担になってくることが想定されます。今後、地域によって選ばれた委員じゃなくて市長による選任となった場合には、このような体制が果たしてとれるのか懸念されるところでございます。

私からは以上でございます。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 それでは、再質問させていただきます。

臨財債については、市長からも財政課長からも詳しく説明をいただきましたが、課長からもあったように、こういうやり方については地方六団体の国への要望も含めておかしいということについてはみんな一致してんなだと。できればこういう措置でなくてというふうな理想を掲げながらも、各自治体はさまざまな一般会計っというか、歳出に使わざるを得ない財政状況なもんだから、臨財債についてはもう既に平成13年から十四、五年、現在の残高で申しますと長井市では47億円ほどになっているということがあります。

当初は国からのいわゆるこのぐらい使っていよいよという枠の部分について少なかったんだけど、だんだんと発行額の枠がふえてきたということは、交付税を少なくしながら自治体は借金、おめえたち借金しろと、国は後で面倒見っからということだとずっと、やっぱりこれはどっかで脱却していかねえと、繰り上げ償還しねえ限りはふえ続けていくわけだ、限りなくふえ続けていくわけだというふうに私は想定されますが、その対策として何らかの手を自治体の独自の方針として変えていくと。自治体によっては満額借りないとか、額を少なくするような努力をしているという自治体もあるようですので、ぜひその辺については、さっき県のやり方がいいのか悪いのかっていう部分はちょっと非常に難しいんだけど、実際にそういうことが市

民の方々の合意を得られるように、表示を変えるということですので、具体的にどういう表示をすれば、私ら議会もですが、市民がわかりやすい表示方法があるのか、再度財政課長にお尋ねを申し上げます。

○小関勝助議長 齋藤環樹財政課長。

○齋藤環樹財政課長 お答えいたします。

一般的に財政の関係の資料を説明というと、財政用語、難解ではないんですけども、特殊でございまして、一つの用語の説明をした説明書きの中の用語をまた説明して、またその説明ということをししないと正確には伝わらないというのが現状でございます。なかなか誰もが一目で簡単にわかる資料というのは難しいということですけども、例えば残高を示すのであれば臨時財政対策債とは何かということを簡潔かつ客観的に備考欄に書くとか、わかりやすい説明の資料を検討することも一つの方法かなと思っております。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 その辺の検討については来年の例えば中期展望の表記の仕方等についても検討していただいて、ちょっと3月の市長との議会のやりとりの中でも、これぐらいしか市の背負ってる部分なかったのかみたいな表現の仕方があったというふうに、私は議事録を見ながら思ったので、実はやっぱり市の借金は借金なんだと。しかもこれについては全額国の補填というふうなことが言われてる中でも、非常に難しい使い道のお金だということをやっぴり市民がみんな自覚して、これからの公共投資なり投資的経費がかかる時代に入るときの財政運営のやっぱりポイントとして位置づけていかんないべなって私は思いました。

公共施設の基準について伺った際、副市長からは5回ほど検討を重ねてまだ中間だというふうなことをお聞きしました。さまざまな優先順位の要素について説明があったわけですが、そ

れも含めてですが、いつごろにその回答が出されるのか、再度お尋ねを申し上げます。

○小関勝助議長 内谷重治市長、振ってください、副市長に。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいまのご質問については副市長が答弁いたします。

○小関勝助議長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 公共施設等整備庁内検討委員会ですが、最近では8月の29日に開催しています、5回目です。この中では先ほど申し上げました建物の機能性やらの話をしましたが、以降、その財源についてより10年間の見通しを立てた上で絞り込む材料としていくというようなことになりました。これからその作業を始めるとすると、やはり担当する課の状況もあります、もう2カ月程度の時間は必要というふうに思います。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 公共施設、インフラ整備含めて課題山積だという中では、どれのこれのということについては大変難しい判断だべなど。そういうことも含めて今の回答からいえば、財政課に担当部署を今年度から置いたというのはやっぱりその辺、いわゆる財源も一緒になって検討していくっていうのはやっぱり私も筋だと思います。その辺も含めての検討に入ってるということでもありますので、ぜひ提示していただいて議論を深めていきたいなというふうに期待をします。

教育委員会制度の改革については、農業委員会、これも行政委員会ですので、ダブる部分あるわけですが、考え方が首長が任命なりというふうなことを両方の行政委員会が権限を集中させるというふうなことで、教育長からも責任の問題について所見をいただいたというふうなこと。

確かに今、組織のいろんな課題の中でそこが

問われてる部分が現実の対応のときに浮上してくるというふうなことだとずっと、改革が全てだめだということでは決してないわけですが、例えば人事とか、そういう面で予算も含めてになるわけですが、教育長が例えばこういう部署にこういう専門職というふうな希望があって、市長とのすり合わせの中でなかなか難しい、全部100%思うようなことがいかないというふうなことの経験はおありかと思ひます、恐らく。その部分は全て今度は首長に移行するということじゃないというふうな説明はあったわけですが、例えば具体的に言うと、今、教育委員会の中に社会教育の分野で社会教育主事は春の異動で誰もいなくなったというふうにお聞きしております。これは恒例で社会教育主事については設置というふうなことになってるわけですが、その辺、教育長が人事の際にそれも含めて合意をしながら、今、社会教育主事を置くか置かないかの議論もあるようです。ただ、これは設置義務ですので、かつてですと地区公民館に市の職員が公民館主事として各公民館に配置された時代は、例えば一般職の職員も設置後、社会教育主事の勉強をして研修を受けて主事の資格を取ったりとか、やっぱり社会教育の教育者ですから、教育の専門家になるわけですから、それは教育委員会の中で誰もいねえっていうのは、これいいのか悪いのかも判断をどうしてやったのか。その辺もちょっと教育長の考えをお聞きしたいなというふうに。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 小関秀一議員の質問にお答えします。

人事にかかわって2つの系統があると思うんですが、今回の教育委員会制度の改革によってちょっと話題になっているのは、実は教職員の人事ということについては、従来どおり教育委員会のほうが責任を持って実施するということであって、そこへの首長の関与というのは制

限っていうんですかね、されているというところでございます。

ただ、今ご質問にあった社会教育主事ってなると、これは行政委員会とはいえ市役所の職員でございますので、そこについては従来どおりのものがあるのかなというふうに思ひます。

ただ、今回の教育委員会制度改革の中で、特に参議院のほうでなされた附帯決議の中に、新教育長が責任者としてしっかりと教育行政を行っていくためには事務局体制の充実というの必要であると。そのための指導主事なども、今社会教育主事のお話でしたけども、指導主事なども置かせていただいているわけですが、これについての国の支援というのはほとんどないのが実情であります。そこについて小規模な自治体への支援を拡充することということでの附帯決議などもございますので、そういった意味でのこれからの支援も期待しているところであります。

なお、社会教育主事については、今年度の人事でどうなったかというのはちょっと私そこは定かでないもんですから、文化生涯学習課長のほうに答えさせていただきたいと思ひます。

○小関勝助議長 齋藤理喜夫文化生涯学習課長。

○齋藤理喜夫文化生涯学習課長 お答えいたします。

今年度の人事で社会教育主事の資格を持っている職員については外に異動したというふうな状況でございます。ただ、実質的な知識あるいは経験といったふうな部分から考えますと、それに近い職員を充てていただいているというふうに考えてございます。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 それでは、今の回答ですと、教育長は社会教育主事の設置義務については、市の職員の異動で教育委員会からいなくなっても、これはいたし方ないという判断をされたということ受け取ってよろしいんですか。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 社会教育法の中に社会教育主事を置くっていうのは存じておりました。今回そういう面でちょっと足りない部分があったかと思いますが、ただもう一つ、一番目の前にあったのが実は学芸員のほうでございまして、そちらのほうの補充ということが最初の課題でございまして、そちらを今年度は優先させていただいたと。なお、この状況についてはこれでいいというふうには考えてございませぬので、今後改善してまいりたいというふうに思います。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 教育委員会制度の改革についても、今教育長からあったように、まだ時間はあるとはいえども、議会、子どももそうですが、市民の方々、特に子供をお持ちの方々も中心にして、やっぱりしっかりとした情報がまだ、マスコミなんかには時々出る場合もあるわけですが、必要かなというふうに思います。さらに言えば、今までの課題を整理しながらいい方向に、子供の教育のためにはいい方向に進むように。改革の大きな柱というか、注目しなねえ政治的な中立を図るということが、私んではしっかりと注視しながら、この改革を見守っていかなければというふうに思っておりますので、いろいろ情報交換を今後ともお願いしたいもんだというふうに思います。

あと農林課長からあったように、中央っていうか、農業振興地域だけでやられてる多面的機能支払の事業もまちづくりの事業と同じく、やっぱり行政がかかわって、計画的な部分とここはしてもらわなねえ部分もすり合わせていかねえと、地域の要望でこの水路だけ整備なっただけでも、その下がなっていないというふうなちぐはぐな予算の使い方っていうのはもったいないっていうか、無駄が生じる場合があんでねえかなというふうに思いますので、ぜひ各組織と農林課、そして建設課の連携の中で事業推進に当

たっていただいて、災害防止等についても対応していただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わります。

蒲生光男議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位4番、議席番号9番、蒲生光男議員。

(9番蒲生光男議員登壇)

○9番 蒲生光男議員 私の質問は2点であります。答弁は簡潔明瞭にいただきますようお願い申し上げます。

最初の質問は、長井市のふるさと納税についてであります。長井市に対する寄附金についてであります。

大規模災害等、発生時における長野県飯山市と長井市が相互応援協定を締結しておりますが、その飯山市のふるさと納税からです。

ふるさと納税に5,000円を寄附しますと、これは飯山市の例ですが、3,800円相当の幻の米、特Aランクコシヒカリがお土産としていただけます。また、その米の産地は長野県の最北端、新潟県魚沼地方に隣接する豪雪地帯にあります。長野県でも数少ない特A米、おいしいお米ができる場所として高い評価を得ていますとPRされております。

また、1万円以上2万円では、幻の米5キロと飯山市内宿泊券4,000円分がセットでもらえます。つまり、3,800円と4,000円の宿泊券合わせますと、1万円で7,800円のお土産がいただけるというわけであります。

これはふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスのホームページに紹介されているランキングの中の米をクリックしますと紹介されているものです。また、1カ月間の間にどれぐらい自治体のページ数が閲覧されているかをあら